

令和 3 年 9 月

第 2 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目

次

< 予算 >

議案第 6 2 号	令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 6 3 号	令和 3 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正 予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 6 4 号	尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する 条例について
議案第 6 5 号	尼崎市付属機関等の運営の特例に関する条例について
議案第 6 6 号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関 する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号	尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 6 8 号	尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例 の一部を改正する条例について
議案第 6 9 号	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について

< その他 >

議案第 7 0 号	工事請負契約の変更について（立花南生涯学習プラザ 及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事）
議案第 7 1 号	権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた 者の連帯保証人に対して有する権利）
議案第 7 2 号	令和 2 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について
議案第 7 3 号	令和 2 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について
議案第 7 4 号	令和 2 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について
議案第 7 5 号	令和 2 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分 利益剰余金の処分について
議案第 7 6 号	公有水面埋立てに関する意見について

予 算

議案第 6 2 号

令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 9 0, 6 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 7, 4 5 5, 8 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		9,084,000	157,801	9,241,801
	05 地方交付税	9,084,000	157,801	9,241,801
40 国庫支出金		55,366,467	961,731	56,328,198
	05 国庫負担金	46,466,626	334,212	46,800,838
	10 国庫補助金	8,716,025	627,519	9,343,544
45 県支出金		14,266,215	71,941	14,338,156
	05 県負担金	10,736,433	9,606	10,746,039
	10 県補助金	2,385,410	62,335	2,447,745
60 繰入金		4,903,877	15,491	4,919,368
	10 基金繰入金	4,903,877	15,491	4,919,368
65 繰越金		1	463,198	463,199
	05 繰越金	1	463,198	463,199
70 諸収入		6,805,255	820,447	7,625,702
	25 収益事業収入	350,933	820,447	1,171,380
歳入合計		214,965,233	2,490,609	217,455,842

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		15,571,434	1,138,676	16,710,110
	05 総 務 管 理 費	12,080,563	1,138,676	13,219,239
20 衛 生 費		17,423,418	935,285	18,358,703
	05 保 健 衛 生 費	9,925,669	935,285	10,860,954
25 労 働 費		191,230	161,500	352,730
	10 労 働 諸 費	191,230	161,500	352,730
35 商 工 費		2,270,948	252,880	2,523,828
	05 商 工 費	2,270,948	252,880	2,523,828
50 教 育 費		19,478,916	2,268	19,481,184
	35 社 会 教 育 費	876,118	2,268	878,386
歳 出 合 計		214,965,233	2,490,609	217,455,842

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 7 号)

議 62-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

入 歳

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	9,084,000	157,801	9,241,801			
05 項 地方交付税	9,084,000	157,801	9,241,801			
05 目 地方交付税	9,084,000	157,801	9,241,801	地方交付税	157,801	○（資産統括局） 補正財源として地方交付税を補正 157,801

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	55,366,467	961,731	56,328,198			
05 項 国庫負担金	46,466,626	334,212	46,800,838			
20 目 衛生費負担金	2,496,573	334,212	2,830,785	保健事業費 負担金	315,000	○ (健康福祉局) 感染症患者入院医療費 3 / 4 178,500 陽性患者の入院費の公費負担に係る予算の 増額に伴う補正 感染症発生動向調査事業費 1 / 2 136,500 医療機関への行政検査委託に係る予算の増 額に伴う補正
				母子保健衛 生費負担金	19,212	○ (健康福祉局) 負担率 1 / 2 19,212 入院養育が必要な新生児の入院療育中の医 療費の増額に伴う補正

議62-8

歳入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	8,716,025	627,519	9,343,544			
10 目 総務費補助金	1,957,516	323,289	2,280,805	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	323,289	○ (総合政策局) 補助率 10/10 323,289 新型コロナウイルス感染症対応に係る事業 実施に伴う補正
20 目 衛生費補助金	1,057,459	304,230	1,361,689	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	304,230	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 304,230 新型コロナウイルスワクチン接種を実施するために必要な体制整備に伴う補正

45 県支出金

(単位 千円)

議 62-9

議 62-10

歲入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 県補助金	2,385,410	62,335	2,447,745			
20 目 衛生費補助金	82,831	62,335	145,166	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	62,335	○（健康福祉局） 補助率 １０／１０ 新型コロナウイルス感染症対応に係る事業 実施に伴う補正

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,903,877	15,491	4,919,368			
10 項 基金繰入金	4,903,877	15,491	4,919,368			
85 目 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	-	15,491	15,491	新型コロナウィルス感染症対策基金繰入金	15,491	○（資産統括局） 医療従事者等に対する慰労品を贈呈することに伴う補正 15,491

議 62-12

歲入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	1	463, 198	463, 199			
05 項 繰 越 金	1	463, 198	463, 199			
05 目 繰 越 金	1	463, 198	463, 199	繰 越 金	463, 198	○（資産統括局） 補正財源として前年度繰越金を補正 463, 198

70 諸 收 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,805,255	820,447	7,625,702			
25 項 収益事業収入	350,933	820,447	1,171,380			
15 目 競艇場事業収入	320,000	820,447	1,140,447	競艇場事業 収入	820,447	○（資産統括局） モーターボート競走事業会計における未処 分利益剰余金の処分に伴う補正 820,447

議62-14

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	15,571,434	1,138,676	16,710,110	特定財源 67,105 一般財源 1,071,571			
05 項 総務管理費	12,080,563	1,138,676	13,219,239	特定財源 67,105 一般財源 1,071,571			
05 目 一般管理費	7,007,509	67,105	7,074,614	国庫支出金 67,105	17 備品購入費	67,105	○ 行政情報化推進事業費（総務局） テレワーク実施時等における情報共有環境の 整備に伴う補正 67,105
55 目 財産管理費	1,086,027	1,052,447	2,138,474	一般財源 1,052,447	24 積 立 金	1,052,447	○ 財政調整基金積立金（資産統括局） 決算剰余金の2分の1相当額の積立に伴う補 正 232,000 ○ 公共施設整備保全基金積立金 競艇場事業収入の積立に伴う補正 820,447
60 目 企 画 費	197,101	19,124	216,225	一般財源 19,124	18 負担金、補 助及び交付 金	19,124	○ 尼崎市路線バス運行支援補助金（総合政策局 ） 市営バス路線の移譲を受けた事業者に対する 補助金の増額に伴う補正 19,124

歳 出

20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	17,423,418	935,285	18,358,703	特定財源 725,874 一般財源 209,411			
05 項 保健衛生費	9,925,669	935,285	10,860,954	特定財源 725,874 一般財源 209,411			
10 目 感染症対策 費	326,892	564,530	891,422	国庫支出金 315,000 県支出金 34,235 その他 15,491 一般財源 199,804	7 報 償 費	16,000	○ 感染症対策事業費（健康福祉局） 医療機関への行政検査委託等に係る予算の増 額や医療従事者等に対する慰労品を贈呈する ことに伴う補正
					12 委 託 料	37,530	
					19 扶 助 費	511,000	
15 目 予防接種費	4,183,770	332,330	4,516,100	国庫支出金 304,230 県支出金 28,100	10 需 用 費	3,100	○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費（健 康福祉局） 新型コロナウイルスワクチン接種を実施する ために必要な体制整備に伴う補正
					12 委 託 料	296,130	
					13 使用料及び 賃借料	5,000	
					18 負担金、補 助及び交付 金	28,100	

議 62-16

歲 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 目 母子保健対策費	715,989	38,425	754,414	国庫支出金 19,212 県支出金 9,606 一般財源 9,607	19 扶 助 費	38,425	○ 養育医療給付事業費（健康福祉局） 入院養育が必要な新生児の入院療育中の医療 費の増額に伴う補正

25 勞 働 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労 働 費	191,230	161,500	352,730	特定財源 161,500 一般財源 0			
10 項 労働諸費	191,230	161,500	352,730	特定財源 161,500 一般財源 0			
05 目 労 政 費	191,230	161,500	352,730	国庫支出金 161,500	11 役 務 費	150	○ 雇用促進支援事業費（経済環境局） 161,500 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で離職を余儀なくされた方を雇用した企業等への奨励金の交付等に伴う補正
					12 委 託 料	26,350	
					18 負担金、補助及び交付金	135,000	

議62-18

歳 出

35 商 工 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	2, 270, 948	252, 880	2, 523, 828	特定財源 92, 416 一般財源 160, 464			
05 項 商 工 費	2, 270, 948	252, 880	2, 523, 828	特定財源 92, 416 一般財源 160, 464			
10 目 商工業振興 費	1, 642, 494	252, 880	1, 895, 374	国庫支出金 92, 416 一般財源 160, 464	12 委 託 料	61, 780	○ 創業支援事業費（経済環境局） 33, 625 新たなビジネスに挑戦する創業者等への創業 時に要する経費の一部補助等に伴う補正
					18 負担金、補 助及び交付 金	191, 100	○ S D G s 「あま咲きコイン」 ポイント還元事 219, 255 業費 電子地域通貨「あま咲きコイン」を活用した ポイント還元事業の販売数の拡大等に伴う補 正

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教 育 費	19,478,916	2,268	19,481,184	特定財源 2,268 一般財源 0			
35 項 社会教育費	876,118	2,268	878,386	特定財源 2,268 一般財源 0			
18 目 歴史博物館 費	95,132	2,268	97,400	国庫支出金 2,268	12 委 託 料	2,268	○ 歴史博物館展示事業費（教育委員会事務局） 歴史博物館に多言語対応の音声ガイドを導入 することに伴う補正

議案第 6 3 号

令和 3 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度尼崎市の特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 0 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 5 8 0, 0 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
70 諸 収 入		11, 095	6, 050	17, 145
	10 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10, 525	6, 050	16, 575
歳 入 合 計		6, 573, 959	6, 050	6, 580, 009

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
60 諸 支 出 金		10, 525	6, 050	16, 575
	05 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10, 525	6, 050	16, 575
歳 出 合 計		6, 573, 959	6, 050	6, 580, 009

特 別 会 計

後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議 63-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歲入

70 諸 收 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	11, 095	6, 050	17, 145			
10 項 償還金及び還付加算金	10, 525	6, 050	16, 575			
05 目 保険料還付金	10, 475	6, 050	16, 525	保険料還付金	6, 050	○（総務局） 保険料還付件数の増に伴う補正 6, 050

60 諸支出金

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
60 款 諸支出金	10,525	6,050	16,575	特定財源 6,050 一般財源 0			
05 項 償還金及び 還付加算金	10,525	6,050	16,575	特定財源 6,050 一般財源 0			
05 目 保険料還付 金	10,475	6,050	16,525	その他 6,050	22 償還金、利 子及び割引 料	6,050	○ 保険料過誤納金還付金（総務局） 保険料還付件数の増に伴う補正 6,050

条 例

議案第 6 4 号

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例 について

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例 (この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (2) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (3) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (4) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (5) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (6) 条例等 市の条例（この条例を除く。）又は市長その他の市の機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (7) 市の機関 尼崎市議会、市長その他の市の執行機関、尼崎市公営企業管理者、尼崎市消防長その他の機関若しくはこれらの機関からその権限の委任を受けた機関又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき市の公の施設の管理を

行わせる指定管理者をいう。

(8) 書面等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）

第3条第5号に規定する書面等をいう。

(9) 電磁的記録 情報通信技術活用法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。

(10) 署名等 情報通信技術活用法第3条第6号に規定する署名等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する条例等の規定において書面等により行うべきことその他の申請等の方法が規定されているものについては、その規定にかかわらず、市の機関が別に定めるところにより、市の機関が別に定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその行政手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項に規定する方法により行われた申請等については、当該申請等の方法が規定されている規定に基づき当該方法により行われたものとみなして、当該規定を定める条例等その他の条例等の規定を適用する。

3 第1項に規定する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する条例等の規定において署名等を行うべきことが規定されているものを第1項に規定する方法により行う場合には、その規定に係る署名等については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が別に定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項に規定する方法により行う場合には、その規定に係る手数料の納付については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって市の機関が別に定めるものをもって行うことができる。
- 6 申請等を行う者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の申請等のうちに第1項に規定する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として市の機関が別に定める場合には、市の機関が別に定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する条例等の規定において書面等により行うべきことその他の処分通知等の方法が規定されているものについては、その規定にかかわらず、市の機関が別に定めるところにより、市の機関が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が、これを当該方法により受ける旨を市の機関が別に定める方式により表示しない場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等の方法が規定されている規定に基づき当該方法により行われたものとみなして、当該規定を定める条例等その他の条例等の規定を適用する。
- 3 第1項に規定する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する条例等の規定において署名等を行うべきことが規定されているものを第1項に規定する方法により行う場合には、その規定に係る署名等については、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が別に定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認を行うべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の処分通知等のうちに第1項に規定する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として市の機関が別に定める場合には、市の機関が別に定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する条例等の規定において書面等により行うべきことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、その規定にかかわらず、市の機関が別に定めるところにより、当該規定に係る書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項に規定する事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うべきことが規定されている規定に基づき書面等により行われたものとみなして、当該規定を定める条例等その他の条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する条例等の規定において書面等により行うべきことが規定されているものについては、その規定にかかわらず、市の機関が別に定めるところにより、当該規定に係る書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項に規定する電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うべきことが規定されている規定に基づき書面等により行われたものとみなして、当該規定を定める条例等その他の条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する条例等の規定において署名等を行うべきことが規定されているものを第1項に規定する電磁的記録により行う場合には、その規定に係る署名等については、当該規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市の機関が別に定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 第3条から前条までの規定は、次に掲げる行政手続等については、適用しない。

- (1) 行政手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと認められるもの
- (2) 行政手続等のうち当該行政手続等に関する条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うべきこと又は行うことができることが規定されているもの

(添付書面等の省略)

第8条 申請等を行う者（以下「申請者等」という。）に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の市の機関が別に定める書面等であって当該申請等に関する条例等の規定において当該申請等に際し添付すべきことが規定されているもの（以下「添付書面等」という。）については、その規定にかかわらず、市の機関が、当該申請者等が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該添付書面等の区分に応じそれぞれ市の機関が別に定めるものによ

り、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該添付書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が、又は市長以外の市の機関が市長と協議して定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

情報通信技術を利用した行政手続等を行うため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 65 号

尼崎市付属機関等の運営の特例に関する条例について

尼崎市付属機関等の運営の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市付属機関等の運営の特例に関する条例

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、付属機関等（市長その他の市の執行機関又は尼崎市公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の付属機関その他の市に置かれた会議体をいう。以下この条において同じ。）（当該付属機関等に関する条例等（市の条例（この条例を除く。以下この条において同じ。）又は当該条例に基づき執行機関等が定めた規則（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。以下同じ。）の規定において当該付属機関等の運営に関する事項が規定されているものに限る。以下同じ。）の運営の特例を定めるものとする。

（会議の開催方法の特例）

第 2 条 付属機関等の長（最初に招集される会議にあっては、当該付属機関等が属する執行機関等。以下同じ。）は、当該付属機関等の委員その他その議決権を有する者の意見を聴いて必要があると認めるときは、付属機関等の委員その他の者（以下この条において「委員等」という。）が映像及び音声の送受信により当該付属機関等の他の委員等の状態を認識しながら通話することができる方法を活用して、当該付属機関等の会議を開くことができる。この場合において、当該付属機関等に関する条例等の規定（当該付属機関等の運営に関する事項を定めるものに限る。）の適用については、当該方法により当該会議の議事に参与した当該付属機関等の委員等は、当該会議に出席したものとみなす。

2 前項の規定は、付属機関等の部会その他の合議体（以下「部会等」という。）の会議について準用する。この場合において、同項中「長

（最初に招集される会議にあっては、当該附属機関等が属する執行機関等。以下同じ。））」とあるのは「部会その他の合議体（以下「部会等」という。）の長」と、「委員その他その」とあるのは「部会等に属する委員その他その」と、「委員等は」とあるのは「部会等に属する委員等は」と読み替えるものとする。

- 3 第1項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により第1項に規定する方法を活用して附属機関等又はその部会等の会議を開く場合において当該方法により当該会議の議事に参与する当該附属機関等の委員等又はその部会等に属する委員等に対する尼崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年尼崎市条例第20号。以下「非常勤特別職報酬等条例」という。）第3条第4項の規定の適用については、当該方法により当該議事に参与する日の日数は、同項の勤務日数に含むものとする。

（決議の特例）

第3条 附属機関等の長は、当該附属機関等の運営に関する事項その他の事項の議事について、当該附属機関等の委員その他その議決権を有する者（以下「委員等」という。）の意見を聴いて会議を開いて討議する必要がないと認めるときは、会議を開いて決する方法に代えて、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により表示された当該附属機関等の委員等の意思に基づき決することができる。

- 2 前項の規定は、附属機関等の部会等の議事について準用する。この場合において、同項中「長」とあるのは「部会その他の合議体（以下「部会等」という。）の長」と、「委員その他」とあるのは「部会等に属する委員その他」と、「委員等の」とあるのは「部会等に属する委員等の」と読み替えるものとする。
- 3 第1項（前項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により附属機関等の議事を決する場合において当該議事について書面により意思を表示する附属機関等の委員等又はその部会等に属する委員等に対する非常勤特別職報酬等条例第3条第4項の規定の適用については、書面により意思を表示する日その他その意思表示に関する

行為を行う日の日数は、同項の勤務日数に含まないものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項後段（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第3項の規定は、この条例の施行前に同条第1項に規定する方法を活用して開かれた付属機関等又はその部会等の会議についても適用する。

（説 明）

付属機関等の運営の特例を定めるため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 66 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を
定める条例

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定に基づき、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定めるものとする。

（尼崎市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 法第 96 条第 1 項第 5 号の条例で定める契約は、工事又は製造の請負契約で、その予定価格が 200,000,000 円以上であるものとする。

第 3 条の見出し中「財産」の前に「尼崎市議会の議決に付すべき」を加え、同条中「規定により議会の議決に付すべき」を「条例で定める」に、「以上の」を「以上である」に、「でその」を「で、その」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

議会の議決に付すべき工事又は製造の請負に係る契約の予定価格を
変更するにあたり、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 67 号

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市手数料条例（昭和 40 年尼崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 38 号を削り、第 39 号を第 38 号とする。

付則第 3 項中「当分の間、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の制定により個人番号カードの発行権限が市町村長でなくなることに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 68 号

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部
を改正する条例について

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部
を改正する条例

第 1 条 尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例（平成 2
5 年尼崎市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「に基づく」を「（以下「事業計画」という。）に
基づく」に改め、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、
第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設の開設の許可
（事業計画に基づくものに限る。以下同じ。）を受けるべき事業
者

(3) 法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院の開設の許可を受ける
べき事業者

第 2 条の見出しを「（組織等）」に改める。

第 2 条 尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会条例の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会条例

第 1 条中「尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会」を
「尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会」に改め、同条に次の
2 号を加える。

(6) 法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業
者の指定を受けるべき事業者

(7) 法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サー

ビス事業者の指定を受けるべき事業者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年７月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。

(尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例の廃止)

- 2 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会条例（平成２５年尼崎市条例第６３号）は、廃止する。

(説 明)

選定委員会の調査審議事項に介護医療院等を追加するとともに、指定地域密着型サービス事業者等選定委員会を統合するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 69 号

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成 26 年尼崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立明城児童ホームの項中「尼崎市南城内 10 番地の 2」を「尼崎市南城内 10 番地の 1」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（説 明）

明城児童ホームの移転に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 70 号

工事請負契約の変更について

立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 契約の目的 | 立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市栗山町 2 丁目 5 3 7 番地の 1 及び 3
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 2 4 4 , 3 1 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 1 0 番地 1 4 9
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 史 明 |

(説 明)

令和 2 年 1 0 月 8 日に議決された立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	衛生器具設備工事 一 式
	給水設備工事 一 式
	排水設備工事 一 式
	給湯設備工事 一 式
	消火設備工事 一 式
	空気調和設備工事 一 式
	換気設備工事 一 式
	今回変更内容
	給水設備工事の一部取りやめによる減額
	衛生器具設備工事の一部変更による増額

II 変更前契約

- 1 契約の目的 立花南生涯学習プラザ及び大西保育所新築工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市栗山町2丁目537番地の1及び3
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 245,520,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町10番地149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 史 明

議案第 7 1 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から 10 年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権

(1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）

(2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）

2 相手方

- (1) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
[Redacted]
- (3) [Redacted]
[Redacted]
- (4) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
- (5) [Redacted]
[Redacted]
- (6) [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

- (7) [REDACTED]
- ア [REDACTED]
- イ [REDACTED]
- ウ [REDACTED]
- (8) [REDACTED]
- (9) [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

3 金 額 等

- (1) [REDACTED]
元金 7 7 6 , 5 9 5 円 及 び 利 子 4 2 , 2 3 5 円
- (2) [REDACTED]
元金 1 , 5 6 2 , 7 5 8 円 及 び 利 子 8 4 , 0 9
2 円
- (3) [REDACTED]
元金 1 , 3 6 8 , 7 6 2 円 及 び 利 子 1 0 3 , 6
2 9 円
- (4) [REDACTED]
元金 1 , 1 9 4 , 2 8 1 円 及 び 利 子 8 1 , 7 3
4 円
- (5) [REDACTED]
元金 4 9 5 , 7 3 2 円 及 び 利 子 1 4 , 3 1 0 円
- (6) [REDACTED]
元金 7 9 2 , 1 7 8 円 及 び 利 子 2 4 , 4 6 2 円
- (7) [REDACTED]
- ア [REDACTED]
- イ [REDACTED]

ウ

元金 267,052 円及び利子 5,300 円

(8)

元金 1,131,561 円及び利子 64,753 円

(9)

元金 815,106 円及び利子 34,922 円

4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち当該借受人が死亡したもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき当該借受人の本市に対する災害援護資金に係る貸付金の償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説 明）

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、本案を提出する。

議案第 7 2 号

令和 2 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1	当年度未処分利益剰余金	1, 6 8 1, 5 7 8, 2 1 9 円
2	処分方法及び処分数額	
(1)	建設改良積立金の積立て	1, 1 8 3, 5 3 5, 2 1 9 円
(2)	資本金への組入れ	4 9 8, 0 4 3, 0 0 0 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 7 3 号

令和 2 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|-----|-------------|-------------------------|
| 1 | 当年度未処分利益剰余金 | 5 3 4 , 4 1 4 , 6 5 0 円 |
| 2 | 処分方法及び処分額 | |
| (1) | 建設改良積立金の積立て | 5 3 4 , 4 1 4 , 6 5 0 円 |

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 74 号

令和 2 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 2 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり
処分するため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|-----|-------------|--------------------------|
| 1 | 当年度未処分利益剰余金 | 2, 3 2 4, 6 8 4, 0 3 3 円 |
| 2 | 処分方法及び処分額 | |
| (1) | 建設改良積立金の積立て | 2, 3 2 4, 6 8 4, 0 3 3 円 |

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 75 号

令和 2 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰
余金の処分について

令和 2 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余
金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|-----|-------------|------------------|
| 1 | 当年度未処分利益剰余金 | 10,558,188,269 円 |
| 2 | 処分方法及び処分額 | |
| (1) | 一般会計繰出金 | 2,820,446,023 円 |
| (2) | 資本金への組入れ | 2,371,455,592 円 |

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項
の規定により、本案を提出する。

議案第 76 号

公有水面埋立てに関する意見について

公有水面埋立てに関する次の免許の変更について、尼崎西宮芦屋港湾管理者の長から意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べるため、議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 申請者の所在地、名称及び代表者

神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

2 用途変更に係る埋立地の区域及び面積

尼崎市東海岸町 11 番、19 番の 1、26 番、23 番の 1 及び
17 番に接する県有護岸敷の地先公有水面のうち

安定型区画第 1－2－2（2）工区 148, 133.63 m²

安定型区画第 2－3－2 工区 244, 384.59 m²

3 埋立地の用途及び規模

用途	規模		
	変更前	変更後	差分
ふ頭用地	約 11.9 ha	約 14.9 ha	約 + 3.0 ha
港湾関連用地	約 16.0 ha	約 16.0 ha	－
港湾関連用地 (再生可能エネルギー活用用地)	約 12.0 ha	約 12.0 ha	－
都市再開発用地	約 45.44 ha	約 46.19 ha	約 + 0.75 ha
都市再開発用地 (再生可能エネルギー活用用地)	約 1.7 ha	約 1.7 ha	－

ギー活用用地)			
都市機能用地	約 2 . 0 5 ha		約 - 2 . 0 5 ha
下水処理場用地	約 2 . 0 ha		約 - 2 . 0 ha
緑地	約 1 5 . 2 ha	約 1 5 . 2 ha	—
緑地 (再生可能エネルギー活用用地)	約 0 . 9 ha	約 0 . 9 ha	—
道路用地	約 4 . 1 5 ha	約 4 . 4 5 h a	約 + 0 . 3 h a
道路用地 (再生可能エネルギー活用用地)	約 1 . 6 ha	約 1 . 6 ha	—
合計	約 1 1 2 . 9 4 ha	約 1 1 2 . 9 4 ha	—

(説 明)

尼崎西宮芦屋港内公有水面埋立免許の変更について、港湾管理者の長から意見を求められたので、公有水面埋立法第 1 3 条の 2 第 2 項の規定により、本案を提出する。

